

皆様がご自分で住所変更の手続をしていただくもの（市役所を除いた住所変更手続一覧表）

この表では、下記の主な各種手続についてご案内しております。詳細は記載の関係官公庁・団体等へお問い合わせください。

●健康保険・年金関係 ●自動車運転免許証・自動車登録の変更 ●不動産・法人等の登記 ●各種業務・営業・所在地届、専門資格等に関する手続

住所変更手続きについてのお問い合わせ先			
前橋年金事務所	027(231)1705(代)	一般社団法人 群馬県建築士事務所協会	027(255)1333(代)
全国健康保険協会（協会けんぽ）群馬支部	027(219)2100(代)	一般社団法人 群馬建築士会	027(252)2434(代)
群馬県総合交通センター 運転免許課	027(253)9300	群馬県 国土整備部	住宅政策課 宅建業係 建設企画課建設業対策室建設業係
軽自動車検査協会 群馬事務所（コールセンター）	050(3816)3109		027(226)3525 027(226)3520
前橋地方法務局（登記部門）	027(221)4466(代)	前橋土木事務所	027(234)4224
前橋行政県税事務所	総務振興係 027(231)2765	前橋東警察署	027(225)0110(代)
	県税課 027(234)1800(代)	前橋労働基準監督署	027(896)3019(代)
群馬県自動車税事務所	027(263)4343(代)	前橋公共職業安定所	027(290)2111(代)
関東運輸局 群馬運輸支局（登録案内・自動）	050(5540)2021 サービスコード037		

●健康保険・年金関係の手続について

※提出書類一覧中の「証明書」＝今回の通知に同封した「証明書」です（以下同じ）。

(こういうことは) 事 項	(だれか) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手 続 の 期 間	(なにをもって) 提 出 書 類	摘 要
健康保険任意継続被保険者関係変更届	健康保険任意継続被保険者の方	全国健康保険協会群馬支部（本町二丁目2-12スクエアビル4F）	実施日以降 お早めに	健康保険任意継続被保険者住所変更届	詳細は全国健康保険協会群馬支部へお問い合わせください。届書の書式は健保協会ホームページからもダウンロードできます。
厚生年金保険等加入事業所の所在地変更届	実施区域内に適用事業所がある事業主	前橋年金事務所（国領町二丁目19-12）	実施日以降 5日以内に	適用事業所所在地・名称 変更（訂正）届 ・事業主の印鑑 ・法人事業所の場合は法人登記簿謄本のコピー ・個人事業所の場合は事業主の住民票の写しのコピー	届出用紙は前橋年金事務所にあります。（日本年金機構のホームページからも各種書式をダウンロードできます。）
厚生年金保険等加入者の住所変更届	実施区域内に住んでいる厚生年金保険等加入者の勤務先の事業主	事業所を管轄する年金事務所	実施日以降 すみやかに	健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届 ・事業主の印鑑	実施区域内に住んでいる厚生年金保険等加入者は、勤務先に申し出てください。
国民年金第3号被保険者の住所変更届	実施区域内に住んでいる国民年金第3号被保険者	配偶者の勤務先を管轄する年金事務所（原則として事業主経由）	実施日以降 14日以内に	国民年金第3号被保険者住所変更届 ・事業主の印鑑 ・該当者の認印	

●自動車運転免許証・自動車登録の変更手続について

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提 出 書 類	摘 要
自動車運転免許証の住所変更届	自動車運転免許証をお持ちの方	群馬県交通安全協会 (元総社町80-14) または前橋東交通安全協会(天川大島町1-9-9)	実施日以降 すみやかに	運転免許証、証明書 (代理人の場合はほかに代理人依頼書が必要です。代理人が同居の親族等の場合は、事実確認ができる公的な証明でかまいません)	詳細については群馬県総合交通センターにお問い合わせください。
自動車検査証等の住所変更届	自動車をお持ちの方 排気量126cc以上の二輪車をお持ちの方	関東運輸局群馬運輸支局(上泉町399-1)	実施日以降 15日以内に	自動車検査証(250cc以下の二輪車は軽自動車届出済証と自賠責保険証書)、証明書、印鑑 運輸支局への手続きは無料ですが申請用紙は有料となります。	詳細については運輸支局にお問い合わせください。申請用紙は運輸支局構内の陸運振興財団でお求めください(20円)。
軽自動車検査証の住所変更届	軽自動車(三輪、四輪)をお持ちの方	軽自動車検査協会群馬事務所(野中町322-1)	実施日以降 15日以内に	自動車検査証、証明書、印鑑(法人については代表取締役の印) 検査協会への手続きは無料ですが、申請用紙は有料となります。	詳細については軽自動車検査協会にお問い合わせください。申請用紙は軽自動車検査協会群馬事務所構内の軽自動車協会でお求めください(30円)。

●不動産・法人等の登記について

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提 出 書 類	摘 要
土地建物等不動産の所有者の住所変更登記	実施区域内に住んでいる方で土地、建物を所有している方		●地番変更 区域について →右欄参照 ●それ以外の 区域について →特に期限は ありません	申請書、証明書、印鑑	●不動産の登記について、提出する必要はありませんが、市役所からの換地処分の通知書及び土地・建物の登記済証(権利証)又は登記識別情報通知書を持って法務局へお越しください。 ●地番変更対象となる区域内の土地・建物については、変更日以降、一時変更申請できない期間があります(登記簿の閉鎖手続き期間となるため)。閉鎖解除後の受付となりますので、詳細は法務局にお問い合わせください。
土地建物の登記簿上の抵当権、地上権、賃借権、仮登記等権利者の住所変更登記	左記について権利者として登記している方	前橋地方法務局(大手町二丁目3-1 前橋合同庁舎4階)	●本店 →実施日から 2週間以内に ●支店 →実施日から 3週間以内に	申請書、証明書、印鑑(法務局登録印)	●申請人が共有者の場合は変更後の事項に「共有者前橋太郎」というように共有者を付けて記載してください。 ●証明書の提出により登録免許税は免除になります。 ※(根)抵当権の債務者の住所変更については(根)抵当権者と不動産所有者の共同申請になります。詳細は法務局にお問い合わせください。
会社等の法人の本店、支店及び代表者等の住所変更登記	所在地が変更された結果それらに変更を生じた法人の代表者				

●各種業務・営業・所在地届、専門資格等に関する手続きについて

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提 出 書 類	概 要
法人の県民税・事業税に係る法人の所在地変更届	実施区域内に事務所、事業所等を設けている法人の代表者	前橋行政県税事務所 事業税係（上細井町2142-1 前橋合同庁舎内）	実施日以降 お早めに	証明書または登記事項証明書（写しでも可）	変更届の用紙は前橋行政県税事務所にあります（群馬県のホームページからも書式をダウンロードできます）。
登録電気工事業者の住所変更	登録電気工事業者の方	前橋行政県税事務所 (上細井町2142-1 前橋合同庁舎内)	今回お手続きは不要です。		詳細は前橋行政県税事務所にお問い合わせください。
建築士事務所の所在地変更届	建築士事務所の開設者	一般社団法人 群馬県建築士事務所協会（元総社町二丁目23-7）	実施日から 2週間以内	詳細は群馬県建築士事務所協会にお問い合わせください。	
建築士の住所変更届	建築士の免許を持っている方	一般社団法人 群馬建築士会（元総社町二丁目5-3 群馬建設会館内）	実施日から 2週間以内	詳細は群馬建築士会にお問い合わせください。	
宅地建物取引士の資格登録簿の住所変更	宅地建物取引士の登録をしている方	群馬県県土整備部住宅政策課（大手町一丁目1-1 県庁22階）	実施日以降 お早めに	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書、証明書	詳細は群馬県県土整備部住宅政策課（宅建業係）にお問合せください。
	宅地建物取引士証を交付されている方			宅地建物取引士証書換え交付申請書、宅建士証	
県道・一級河川・土木事務所に属する公共用財産の各占用・使用許可証・宅地建物取引業・建設業許可証等の法人または名義人の住所変更届	県道・一級河川・土木事務所に属する公共用財産の各占用・使用許可証を交付されている者（継続者）	前橋土木事務所（上細井町2142-1 前橋合同庁舎内）	実施日以降 お早めに	詳細は前橋土木事務所にお問い合わせください。	
	宅地建物取引業（主たる事務所が市内にある方、継続者）		実施日から 30日以内に		
	建設業許可証を交付されている方	群馬県県土整備部 建設企画課建設業対策室（大手町一丁目1-1 県庁21階南側）	実施日から 30日以内に	詳細は群馬県県土整備部建設企画課建設業対策室（建設業係）にお問い合わせください。	
深夜酒類提供、古物営業許可証、質屋営業許可証、銃砲所持許可証、風俗営業許可証、風俗関連営業届出確認証の記載事項変更届	左記許可証等をお持ちの方と、届出をしてある事業所の代表者の方	前橋東警察署 生活安全課（天川大島町一丁目8-1）	実施日から 2週間以内に	許可証等、証明書、印鑑	詳細は前橋東警察署にお問い合わせください。

●各種業務・営業・所在地届、専門資格等に関する手続について（続）

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提 出 書 類	摘 要
労働保険名称、所在地等変更届及び雇用保険事業主事業所各種変更届	労働保険（労災保険・雇用保険）の適用事業所	前橋労働基準監督署 (大手町二丁目3-1 前橋地方合同庁舎7 階)	実施日の翌日 から10日以内に	労働保険名称・所在地等変更届、証明書	詳細は前橋労働基準監督署、前橋公共職業安定所にお問い合わせください。
労災年金受給権者の住所変更届	労災年金受給権者の方		実施日以降 お早めに	年金たる保険給付の受給権者の住所変更届、証明書	届出用紙は前橋前橋労働基準監督署にあります。詳細は前橋労働基準監督署にお問い合わせください。

●電力契約の手続について

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 手 続 先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提 出 書 類	摘 要
電力会社への住所変更届	電力会社と電気供給契約を結んでいる個人・法人の代表者	ご契約されている 電力会社	実施日以降 お早めに		詳細はご契約されている電力会社にお問い合わせください。

その他の手続き

- 上記以外の各種免許、許可、認可等の住所変更については、法律、条例等に定められた手続きをしてください。
- その他、銀行、保険、勤務先、学校等個人的なもので、住所変更を必要とするものについては、お手数でも皆様ご自身でお手続きいただきますようお願いします。